

# 天皇、皇后両陛下が能登町を訪問 優しい笑顔で被災者を激励



天皇、皇后両陛下が4月12日、能登町を訪問されました。両陛下は特別機で能登空港に到着し、穴水町を視察された後、自衛隊ヘリで能登町に入られました。

43人が避難する松波中学校では、大森町長から被災状況の説明を受けられました。その後、避難所となっている体育館へ進み、出迎えた26人全員に声を掛けられました。

「おかげはありませんでしたか」  
「家は大丈夫ですか」

腰がかがめ、優しい笑顔でねぎらう両陛下の心に触れた避難者は、笑顔や涙声で感謝を伝えていました。



その後、地震と津波、大規模火災で甚大な被害を受けた白丸地区を訪れました。

大森町長から現状の報告を受けた両陛下は、家屋の倒壊で一名が亡くなられた現場に向かって黙礼、被災者を悼まれました。

松波中に戻られた両陛下は、白丸地区の避難所を運営した白丸公民館長の神田幸夫さん(69) 内浦長尾 Ⅱ、松波分団長として人命救助や消火活動に尽力した加原武志さん(61) Ⅱ松波 Ⅱ、避難所となった松波中で医療確保に尽力した舛谷一宏さん(77) Ⅱ布浦 Ⅱの3人にねぎらいの言葉を掛けられました。神田さんは「地区の人は避難所から仮設住宅に移ったばかり。勇気づけられたと思います」と感謝しました。

両陛下の能登町訪問は、被災者を勇気づけるとともに、復旧・復興に向けた大きな励みとなりました。





# たくさんのご支援ありがとうございます

## 令和6年能登半島地震に対する

## 支援金・物資など

※順不同、敬称略、3月15日〜4月14日受付分

### 企業・団体

- (公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 理事長 井田純一郎 (東京都)
- AYA KO・S KITCHEN・ マツハコヒー 村上大 (真 脇)
- (二社) 人吉球磨自動車協会 代表理事 中川貴夫 (熊本県)
- (二財) 篠原欣子記念財団 代表理事 篠原よしみ (東京都)
- (二社) ボディセンス・インスティテュート (二社) ボディセンス・インスティテュート (富山県)
- 益城町ボランティア連絡協議会 代表 吉村静代 (熊本県)
- 県立焼津中央高等学校 ボランティア同好会 (静岡県)
- 水島地区社会福祉協議会 会長 山谷秀明 (富山県)
- フルール・ド・オロル能登 中山かおり (白山市)
- 全国市町村水産業振興対策協議会 会長 石黒和彦 (東京都)
- 日本医療福祉生活共同組合連合会 (東京都) 相馬市区長会会長 渡辺孝喜 (福島県)
- 熊本よか男会会長 中村誠 (熊本県)
- 宮城県知事 村井嘉浩 (宮城県)
- 南相馬市長 門馬和夫 (福島県)
- 宮城県亘理町有志一同 (宮城県)
- 横浜市立港北小学校 (神奈川県)
- 石巻市市長 齋藤正美 (宮城県)
- 鮎きのした 木下健 (金沢市)
- 小谷村長 中村義明 (長野県)
- 東海村長 山田修 (茨城県)
- ICBA UK支部 (英国)
- 個人
- 橋本次夫、安 (埼玉県)
- 梅谷内博明 (東京都)
- 小林雅文 (宮城県)
- 農口尚彦 (四方山)
- 岩田雅乃 (沖縄県)
- 上田朗 (大阪府)

1月1日の発災から今日に至るまで、日本各地からご支援を頂いております。みなさんからの応援を追い風にして、一緒に「未来のとびら」を開けましょう。



# 石川県災害義援金第二次配分のお知らせ

☎危機管理室 ☎ 62-8533

令和6年能登半島地震で被災された方に対して、多くの義援金が寄せられています。既に石川県に寄せられた義援金の第一次配分を受付けておりますが、**第二次配分が決定し、配分対象・金額が拡大しました。**

建物被害認定調査（2次調査）を依頼する場合は、**2次調査の結果が出てから申請をお願いします。**  
**第一次配分の対象者で申請をされた方、災害弔慰金の対象者、被災者生活再建支援金の申請をされた世帯については、第二次配分の申請は不要となります。**

※既に申請頂いた振込口座へ追加分を振り込みます

## ■配分対象・配分金額

被害区分		第一次配分	第二次配分(新)	合計	申請方法	
人的	死者	20万円/人	<b>80万円/人</b>	100万円/人	災害弔慰金の対象者や石川県災害義援金（第一次配分）を申請した方は <b>申請不要</b>	
	重傷者	10万円/人	—	10万円/世帯		
住家	全壊	20万円/世帯	<b>80万円/世帯</b>	100万円/世帯	被災者生活再建支援金を申請した世帯や石川県災害義援金（第一次配分）を申請した方は <b>申請不要</b>	
	大規模半壊	15万円/世帯	<b>60万円/世帯</b>	75万円/世帯		
	中規模半壊	10万円/世帯	<b>40万円/世帯</b>	50万円/世帯	石川県義援金（第一次配分）を申請した世帯は <b>申請不要</b>	
	半壊	5万円/世帯	<b>20万円/世帯</b>	25万円/世帯		
	準半壊（新）	—	<b>10万円/世帯</b>	10万円/世帯		<b>申請が必要です</b>
	一部損壊（新）	—	<b>3万円/世帯</b>	3万円/世帯		
6市町全住民		5万円/人	—	5万円/人	オンライン・郵送・窓口	

### ※注意※

「人的被害・住家被害」の申請と「6市町全住民一律5万円」の申請は別です  
 該当する方は必ず両方の申請をお願いいたします

インターネット・窓口・郵送による申請ができます

### ■インターネットでの申請

右のQRコードから申請してください。

※オンライン申請は、「**住家被害**」かつ「**世帯主本人の申請、口座名義の場合**」に  
**限ります。**該当しない場合は窓口での申請をお願いいたします。



申請用QRコード

### ■窓口での申請

次の場所で第二次配分の申請を受付けております。

●能登町役場（1階里海ラウンジ） ▶ 9時から16時（土日祝日のぞく※）

※5月3日（金）、5月6日（月）の祝日は受付を行います。

●各総合支所・支所 ▶ 9時30分から16時（土日祝日のぞく）

※各総合支所・支所での受付は5月7日（火）からとなります。詳しい日程は左ページのカレンダーをご覧ください

### ■郵送での申請

申請書に必要事項を記入し、添付書類を同封して郵送してください。

あて先 〒927-0492

能登町字宇出津ト字50番地1  
 能登町役場総務課 危機管理室

※申請書は、町ホームページからダウンロードができます  
 また役場窓口にも備え付けてあります

## 石川県災害義援金 各総合支所・支所での申請受付カレンダー

石川県災害義援金の申請について、次のカレンダーのとおり受付いたします。

**6市町全住民一律5万円と第二次配分のいずれも同じ会場となります。**ぜひご利用ください。

月	火	水	木	金
6日 <sup>祝</sup>	7日 内浦総合支所	8日	9日 小木支所	10日
13日	14日 柳田総合支所	15日	16日 鶴川支所	17日
20日	21日 内浦総合支所	22日	23日 小木支所	24日
27日	28日 柳田総合支所	29日	30日 鶴川支所	31日

### 必要書類

- ・ 被災証明書の写し
- ・ 通帳、キャッシュカードの写し
- ・ 印鑑（代理申請の場合）

申請の際はお忘れなく!!

該当する  
方のみ→

世帯主名義の水道、電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書等※  
※被害を受けた住家に住民登録がない方  
住民一律5万円の場合、給付対象者全員の身分証明書の写し

## 被災者応援給付金事業（能登町民3万円/人）の給付について

「6市町の全住民一律5万円（義援金特別給付分）」の申請口座に振込み予定です。  
新たな申請は不要です。振込み時期など詳細が決まり次第、ご案内いたします。

## 役場1階臨時窓口の受付曜日が変更となります

役場1階里海ラウンジにおいて臨時窓口を設置し、各種支援事業の申請受け付けをしております。令和6年5月7日より次のとおり、受付曜日に変更となります。

**受付時間** 【平日】9時～16時 ※土日祝日のぞく

**受付場所** 能登町役場1階「里海ラウンジ」

### ■住宅の応急修理

屋根や壁、窓など生活に必要不可欠な部分の修理費用の一部を町が支援します

### ■被災家屋等の解体・撤去

被災した家屋を、所有者の申請により町が解体します（公費解体）  
公費解体の前に、所有者自身で解体を行った場合はその費用を補助します

### ■被災者生活再建支援金

お住まいの住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給します

### ■石川県災害義援金

# 令和6年能登半島地震に係る上下水道料金の取り扱いについて

☎建設水道課 ☎ 62-8523

## 能登半島地震に伴う上下水道料金の取り扱いを以下のとおりいたします

- 令和5年12月検針分 ⇒ 全額減免
- 令和6年1月から3月検針分 ⇒ 一斉閉栓により、上下水道料金はかかりません  
※応急仮設住宅については一斉閉栓対象外のため、開栓以後、通常どおりの請求となります

### ■令和6年4月以降の検針分

#### <1月中断水解除地区> ⇒ 5月(4月検針分)から請求開始

矢波、新保、河ヶ谷、宮犬、不動寺、行延、時長(山口)

#### <2月中断水解除地区> ⇒ 6月(5月検針分)から請求開始

崎山1丁目、崎山2丁目、崎山3丁目、崎山4丁目、宇出津新港1丁目、宇出津新港2丁目、宇出津新港3丁目、藤波、波並、羽生、柳田、天坂、布浦(九ノ里除く)、四方山、立壁、内浦長尾、九里川尻、明野、越坂、市之瀬(上市之瀬)、上、時長(程谷、山中、十八束)、満泉寺、松波(第一港町、中町、浜町、白山町、枇杷坂団地を除く)

#### <3月中断水解除地区>

⇒ 7月(6月検針分)から請求開始

#### <4月中断水解除地区>

⇒ 8月(7月検針分)から請求開始

断水解除から約2か月間を宅内側の漏水があった場合に修繕いただく期間とし、その後の使用分から上下水道料金がかかりますのでご了承ください。

ただし、合併浄化槽をご使用の方については、調査による結果により使用不可の場合、修繕が完了するまで下水道料金のみかかりません。

また、公共下水道や集落排水については町が管理すべき箇所における破損により下水道が使用不可の場合は、調査復旧後にその間の下水道料金を還付いたします。

4月から開閉栓手数料は  
水道料金に含めて請求します



これまで、開閉栓手数料は水道開栓・閉栓の届出時に納入通知書によりお支払いいただいていたましたが、令和6年4月以降の届出における開閉栓手数料は水道料金に含めて請求することになります。開栓手数料は開栓後初めて請求する水道料金に、閉栓手数料は閉栓後最後に請求する水道料金に含めて請求します。

また、これに合わせ水道開栓・閉栓の届出はLoGoフォームからもできるようになりました。上のQRコードからフォームで入力することができます。

## 能登町浄化槽等災害復旧事業補助金

地震で被災された個人設置型浄化槽について、修繕費用を補助します

- 対象：地震で被害を受けた  
個人設置型浄化槽(合併槽・単独槽)
- 対象区域：下水道および集落排水区域外の町内全域

### ◆補助上限額

- 10人槽まで 上限無し
- 11人槽以上 協議のうえ、補助金額を算定

※浄化槽修繕・設置にかかる配管や浄化槽撤去費を含みます  
※宅内配管については補助対象外とします  
※個人で申請が難しい方は、業者による代理申請ができます

浄化槽コールセンター  
☎ 0120-326-121

【受付】9時～17時30分(日・祝除く)  
Mail: noto@zenjohren.or.jp

まずは相談

- 被害状況の調査依頼
- 工事等に関するお問合せ・相談
- 工事に係る補助金申請手続の説明

※事前着工を行った方についても補助の対象としておりますが、コールセンターでの受付をお願いします

# 応急仮設住宅 2次募集のお知らせ



- 申込期間 令和6年5月7日(火)～5月20日(月)
- 申込方法
  - 申請書による申し込み  
役場建設水道課・各総合支所・支所窓口
  - Webによる申し込み  
町ホームページより申し込みください
- 申込資格 罹災証明で全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の判定を受けた者  
※建物被害の再調査を申請されている場合は、既に発行された罹災証明を参考にしてください
- その他
  - 希望地区の受け付けはできません。ご希望の地区の仮設住宅に入居できない場合があります
  - 入居後の生活のために必要な光熱水費等は、自己負担となります



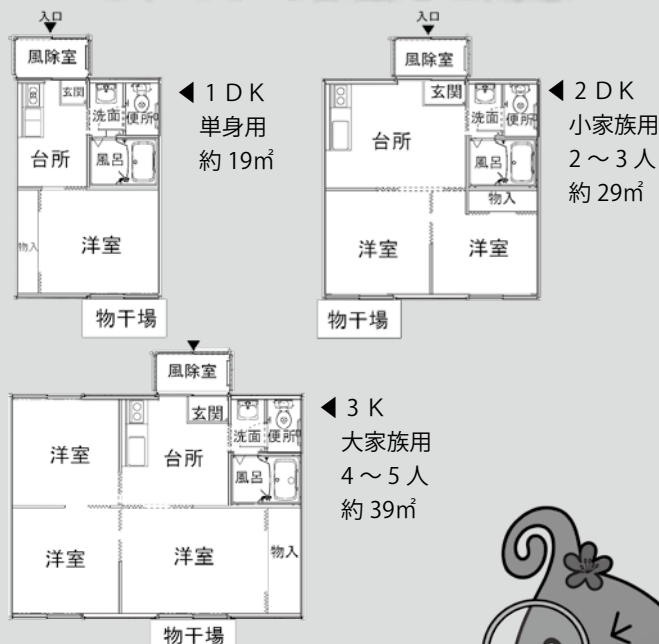
▲ Web 申込用 QR コード

## 能登町応急仮設住宅に関する情報

### 建設情報 ※4月20日現在

建設地	完成見込
うかわ団地	完成済
しろまる団地①	完成済
しろまる団地②	5月上旬
宇出津地区(ピアッツァ)	4月下旬
おぎ第1団地	完成済
みずほ団地	完成済
かんまち団地	完成済
岩井戸地区(岩井戸公民館グラウンド)	4月中旬
小木地区(旧小木分校グラウンド)	4月下旬
松波地区(松波八幡町用地)	5月下旬
藤波地区(能都野球場横)	5月下旬

### 3タイプの部屋をご用意



※このほか、車いすタイプ1DK(約29㎡)、2DK(約39㎡)もご用意



応急仮設住宅に関するお問合せは  
建設水道課 ☎ 62-8523

## 復興への大きな一歩 被災乗り越え"イカ釣り"出港へ

4月17日、小木地区でイカ釣り船の進水式が行われました。このイカ釣り船の持ち主は小木地区で15歳から漁業を営む太田均さん。

太田さんは1月1日の震災によりこれまで所有していた船を失ってしまいました。

一度は漁師を諦めることも考えたそうですが、被災した水産業者を対象に中古船の購入費を助成する補助制度を知り、再び漁に出ることを決意。自身で直接、函館まで行って交渉し、小型のイカ釣り船を購入するに至ったそうです。



新しい相棒には、これまで所有していた舟と同じく、「宝雄丸」と名付け、船首の名入れも太田さんが自らが書いたそうです。

被災した漁師が補助制度を使って新たな漁船を購入するのは今回が初めてで、復興に向けた明るい兆しに、漁師仲間や漁協関係者、地元の方などたくさんの方が進水式を見守りました。太田さんは4月20日から漁に出る予定で「一匹でも多くイカを釣りたい」と意気込みました。



▲「漁が楽しみ」と笑顔の太田さん  
▶函館のイカ釣り船と小木のイカ釣り船は造りが少し違い、自分の使いやすいように改修を行ったそう

## 100歳ご長寿 川本歌子さん い つまでもお元気で

4月1日、小木の川本歌子さんが100歳を迎えられ、町長から長寿祝い状と花束を受け取りました。

川本さんはおはぎが大好きで、先日おはぎをおかわりし4つ食べたそうです。

第二長寿園で誕生会が開かれ、家族・施設利用者・施設職員合わせて20名以上の方が同席しました。

ひ孫2人からは花束、施設からは祝状とアルバムが贈られるなど、100歳のお誕生日を祝福され、とても嬉しそうなお様子でした。



家族と記念撮影をする川本さん

巨大なしゃぼん玉によるこぶ子どもたち



## 柳田植物公園で「しゃぼん玉」イベント 笑顔はじけるしゃぼん玉

4月6日、柳田植物公園では、「AWADAMA」さんによるしゃぼん玉パフォーマンスが行われ、集まった子どもたちの笑顔がはじけました。

来場者の上空を覆い尽くすほどのしゃぼん玉は、とても幻想的。時には巨大なしゃぼん玉がゆらゆらと漂い、やがてはじけて消えていきます。

子どもたちは大きな歓声を上げながら、風にゆらめく大小のしゃぼん玉を追いかけ、時には触ってみるなど、このイベントをとっても楽しんでいるようでした。

## 復興への願いを込めて 威勢よく巡行「ちょんこ山」

4月20日、宇出津地区の伝統的な春祭り「曳山祭」の代わりとして小さな曳山を引く「ちょんこ山祭」が開催されました。

宇出津港いやさか広場では白山・酒垂神社の曳山も展示され、子ども木遣りや縄文女組太鼓が披露されるなど、祭りの雰囲気活気づいていました。「ちょんこ山」は酒垂神社御旅所を出発し、宇出津の町内を巡行します。「チョーサーヤ」と子どもたちが威勢良く声を出して練り歩く姿に、復興に向かう町を照らす大きな希望を感じました。



「ちょんこ山」を引く子どもたち



巨大な曳山は健在。子どもたちは笑顔で記念撮影



多くの来場者でにぎわう宇出津港いやさか広場

## 能登の復旧・復興を考える「のど未来トーク」 地元住民の声を復興プランに

4月13日、能登高校で「のど未来トーク」が開催されました。「これからの能登をどうしていくかを、そのまちに住む当事者のみなんで考える」ことをコンセプトとした対話の場で、県がとりまとめを進めている「創造的復興プラン」に住民の意見を盛り込もうと開かれたものです。当日はおよそ120名が参加し、これからの仕事や暮らし、子育て、祭りや地域文化の継承など目指すべき能登の未来について語り合いました。



意見交換をする参加者たち

「カレーの日」再開に自然と笑みがこぼれる



## 災害に“勝つ”カレー

小間生公民館の名物行事が復活  
4月18日、小間生公民館の行事「カレーの日」が再開され、多くの方が手作りカレーの味を楽しみました。

「カレーの日」はこれまで毎月第3木曜日に実施していましたが、震災により中断していました。しかし、少しでも日常を取り戻していきたいという思いから再開。初日となる今回は復興を祈念して「災害にカツカレー」と銘打って来場者に振る舞われました。

来場者からは「毎月の楽しみだったから嬉しい」と喜ぶ声が聞かれました。







## 震災乗り越え、全国へ

令和6年能登半島地震によってバラバラな場所での避難生活を余儀なくされた生徒たち  
 寮も被災し部活動の再開は見込めない中、これまで育んできた「繋がり」と  
 新しく生まれた「繋がり」を通じて「未来のとびら」は開かれた  
 勉強と練習できる環境の支援を受け、諦めかけていた全日本高校選抜大会への切符を手に入れ、  
 女子は本大会では「初」のベスト16というヒカリを見せることができました  
 わたしたちはこれからも日本一を目指し「挑戦」し続けます

能登高校ソフトテニス部



2月12日～2月13日  
in長野県松本市

第49回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会北信越予選会  
 男女ともに準優勝。全日本高校選抜大会の切符を手に入れる



1月30日～2月8日  
in三重県松阪市

強豪三重高校が受け入れ  
 毎年練習試合し切磋琢磨するライバル  
 その他高校でも合同練習を実施



3月28日～3月30日  
in 愛知県名古屋市

## 全日本高校選抜ソフトテニス大会結果

### 〈女子〉

2 回戦 能登② -1 札幌竜谷学園 (北海道)

3 回戦 能登 0- ②就実 (岡山県)

### 〈男子〉

2 回戦 能登 1- ②東海大相模 (神奈川県)



静岡県御殿場市が受け入れ  
時之栖内に宿泊し、ホテル内の研修室で  
リモートで授業を受けながら練習を続ける  
御殿場市のジュニアを能登高生が指導するなど、  
新たな繋がりが繋がりを生む

▼創部初のベスト 16 で健闘をたたえ合う女子部員



## 写真提供ありがとうございました

おまみ  
千葉県出身  
グラフィックデザイナー /  
フォトグラファー  
ソフトテニス情報サイト  
SOFT TENNIS Navi 編集部を運営  
当町で開催された全中・インターハイ・  
インカレなどでも取材



## 償却資産（固定資産税）の申告は、5月31日<sup>金</sup>までに！

償却資産の所有者は、地方税法の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在において所有する償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数・その他必要事項を当該償却資産が所在する市町長へ申告することが義務付けられています。

令和6年能登半島地震により申告期限を延長しておりましたが、今年度の期限は5月31日<sup>金</sup>となります。申告義務が生じる方は、申告期限内に必ず申告書の提出をお願いします。

なお、詳細については、町ホームページをご覧ください。

### ■令和6年能登半島地震による償却資産申告書再送付について

震災の影響により滅失、使用不可となった資産が多数あると考えられることから、昨年12月に送付しました「償却資産申告書」を先月中に再度送付させていただいております。

家屋の倒壊、津波被害等により滅失したものについては申告対象外となります。また昨年度以前に申告した資産のうち、該当する資産がある場合は滅失の申告をお願いします。

### ■固定資産税の納税通知書について

固定資産税の納税通知書については、例年5月中旬に発送していますが、令和6年度は震災の影響により発送が遅れます。具体的な発送時期が決まり次第、広報のとや有線テレビ、町ホームページでお知らせいたします。

ご不便をおかけし申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いします。

### ■償却資産とは？（対象資産）

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産。

### ■申告が必要な方

令和6年1月1日現在、能登町内において工場・商店・農業・漁業・サービス業等の事業を営んでいる方および駐車場やアパート等を貸し付けている方で償却資産を所有している方

### ■申告方法

通常紙媒体による申告のほか、電子申告（eLTAx [エルタックス]）もご利用できます。なお、電子申告の利用方法等については、eLTAx [エルタックス]のホームページをご覧ください。  
**《ヘルプデスク》0570-08-1459 9時～17時（土日祝日・年末年始除く）**  
**提出の際は、「マイナンバーカード」または「通知カード+本人確認書類」を忘れずに！！**

## 確定申告・町民税申告について

例年、2月中旬から3月中旬に実施している確定申告、町民税申告については、令和6年能登半島地震の影響により申告期限が延長されております。

能登町での確定申告・町民税申告の受付について、詳細は広報のと6月号でお知らせいたしますので、今しばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

☎税務課 ☎ 62-8518

テレビが映らない

域内電話の  
通話ができない

インターネットが  
つながらない

告知放送が  
鳴らない

能登町ネットワーク  
カスタマーズセンター  
にお電話ください

☎ **76-8005** <専用ダイヤル>  
(平日 8:30 ~ 17:15)



※障害などの原因が宅内の不具合による場合は、加入者負担が発生することがあります。  
 ※5月1日<sup>金</sup>～6日<sup>月</sup>はお休みさせていただきます。

### 奨学金の返還を支援します

大学等を卒業後に町内事業所に就業する者で、町内に定住し、奨学金の返還を行う者に対し補助金を交付することにより、若者の定住促進を図ります。

#### ■補助金の額

1年間に返還した奨学金の3分の2（限度額20万円）

#### ■補助金の額

5年間

#### ■対象の奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金  
能登町奨学資金貸与条例により交付された奨学金

#### ■対象者

次の①～⑨のいずれにも該当する者（公務員を除く）

①交付基準日が令和5年4月1日以降であること

※交付基準日：就業日、転入日又は奨学金返還開始日のいずれか遅い日

②大学等在学中に奨学金の貸与を受けた者で、自ら奨学金を返還していること

③補助金の交付申請をする日の属する年度の末日時点における年齢が35歳未満の者であること

④町内に住所を有する者で、5年以上継続して定住する意思があること

⑤町内事業所に正規雇用され継続して勤務している者又は町内自営業者、その事業専従者

⑥奨学金の返還に際し、他からの補助を受けていないこと

⑦奨学金の返還を開始しており、かつ、滞納がないこと

⑧町税の滞納がないこと

⑨暴力団に関係する者でないこと



☎ふるさと振興課 ☎ 62-8526

### 宅内告知端末、屋外スピーカーから訓練放送が流れます

【Jアラート全国一斉情報伝達訓練】 令和6年5月22日(水) 午前11時00分頃

国からの緊急情報を、確実に皆様へお伝えするため、情報伝達訓練が行われます。訓練当日は、宅内告知端末と屋外スピーカーにて放送されます。緊急情報ですので、音量を絞っていても最大音量で放送されます。もし、放送が流れない、聞こえないなどの不具合がありましたら、下記までお問い合わせください。

<放送内容> 「(チャム) これは、Jアラートのテストです」

☎総務課危機管理室 ☎ 62-8533

## 「クリーンビーチいしかわinのとちよう」に参加しよう!!

今年も、県内一斉に海岸の清掃活動を行う「クリーン・ビーチいしかわ」が実施されます。能登町では、「クリーン・ビーチいしかわinのとちよう」として3か所の海岸で実施します。

能登町の美しい海岸と自然環境を守るため、皆様のご参加をお願いいたします。

日時 5月26日(日) 午前7時～  
場所 恋路海岸・五色ヶ浜・羽根海岸

